

第 7 次阿蘇地域保健医療計画（素案）

○ 医療機能の適切な分化と連携（阿蘇地域医療構想）

＜現状＞

限られた医療資源の中でも、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供することを将来の目指すべき医療提供体制の姿として、その体制を確保するために、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年における人口や医療需要の動向予測に基づき、医療機能に応じた病床数の必要量を推計した熊本県地域医療構想（* 1）を平成 29 年 3 月に策定しました。

阿蘇地域の病床数の必要量は、表 1 のとおりです。

* 1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行に伴う改正医療法に基づき、都道府県が将来の医療提供体制に関する構想を策定することとされたもの。

表 1 将来の医療需要・病床数の推計、平成 28 年度病床機能報告病床数

[単位: 床]

医療機能	厚生労働省令の算定式に基づく病床数の必要量	県独自病床数推計			2016 年度 病床機能報告 病床数
		推計 I	推計 II	推計 III	
高度急性期	20	18	752	0	0
急性期	119	167		241	338
回復期	110	187		185	95
慢性期	198	205		377	378
休棟・無回答					17
計	447	577	752	803	828

【推計 I】

病床数の必要量の算定式をベースに、各市町村の人口ビジョンにおける将来推計人口を反映した医療需要を聞き取り調査で把握した地域ごとの病床稼働率で除して算定した病床数

【推計 II】

過去の病床数の減少が 2025 年まで続くとした場合の病床数

【推計 III】

聞き取り調査で各医療機関が見込んだ病床数

＜課題＞

阿蘇住民に対する効果的な医療提供体制を構築するため、阿蘇地域の各医療機関の役割分担を明確にするなど、医療機関相互の連携を強化する必要があります。

表 1 のとおり、2025 年における病床数の必要量を満たしていない病床機能があるため、不足する病床機能を確保する必要があります。

阿蘇地域の医療提供体制を確保するため、医療従事者・介護従事者の養成・確保を図る必要があります。

<取組>

○ **阿蘇地域医療構想調整会議の開催**

病床機能報告やその他関係データを踏まえて、毎年度、阿蘇地域医療構想調整会議において、医療機関の役割の明確化や機能転換などに関する協議を実施します。

《取組団体》医療機関・医療団体、介護事業者・介護団体、医療保険者、県民等

○ **不足する病床機能の整備支援**

阿蘇地域医療構想調整会議における協議を踏まえながら、不足する病床への機能転換等を促進します。

《取組団体》阿蘇地域医療構想調整会議、医療機関